

平成 25 年 9 月
東京都環境局

総量削減義務と排出量取引制度 取引価格の査定結果について

○「査定」とは

価格査定とは、調査員による市場参加者を対象にした取材によって収集された情報を基に、査定者が「標準的な取引」の価格を推定することを指す。

実際の取引価格の統計ではなく、適正な取引価格を決定するものでもない。

○査定主体

東京都からの委託を受けた**アーガス・メディア・リミテッド** (Argus Media Limited)

アーガス・メディア・リミテッドは、各種エネルギー及び排出権市場における価格や取引動向の調査を専門とする第三者調査機関。世界各国に調査員を配し、東京にも日本人スタッフで構成される調査支局を置く。本社は英国にある。

(査定結果についての問い合わせ先：日本支局 三田 メール：masaki.mita@argusmedia.com)

○査定時期

平成 25 年 8 月

11 社へのヒアリング調査を実施した。

○査定結果

次ページに示すとおり。

【注意事項】

- (1) 価格帯の推定は、アーガス・メディア・リミテッド社の知見によるもので、調査対象事業者から得られた、クレジット取引に関するそれぞれの意見や考えに基づいた取組姿勢、価格に対する考え等の情報を考察し、調査時点において市場の多数が認識しているであろうクレジットの価格水準を導き出したものです。
- (2) 必ずしもクレジットの取引が活発に行われているわけではない状況での調査及び推定であることに留意ください。
- (3) 本資料に掲載の価格は、調査時点での標準的な取引を想定したアーガス・メディア・リミテッド社による査定価格であり、この価格がクレジットの価格であると断定するものではありません。
- (4) 個々の取引における価格は、その時の需給状況に基づき、売り手と買い手の交渉によって決定されるべきものです。

東京都温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度 におけるクレジット取引価格の査定報告書【概要】

2013年8月16日 Argus Media Limited



本査定業務の実施手法

本査定業務においては、本制度の対象事業者およびその下で利用が可能なクレジットの供給事業者を対象にヒアリング調査を実施し、それらがクレジット取引に対してどのような姿勢をとり、どのような取引を想定または希望しているかを探った。その上で、得られた回答から、標準的な取引が起こり得る価格帯を推察した。

標準的な取引の定義

今回のヒアリングにおいては、各事業者が想定する取引の形態はそれぞれが置かれた状況に応じて様々であることが浮き彫りになった。このため、今回の価格査定においては、これまでの調査報告からの継続性を確保するとの観点から、以下の条件を満たすものを標準的な取引と定義することとした。

項目	条件
クレジット	再エネクレジットおよび超過削減量
取引ロット	1,000t-CO ₂ ～10,000t-CO ₂ (相当)
受け渡しと決済の時期	約定から30日以内
取引相対	売り手と買い手の直接取引

価格査定とその論拠

2013年8月16日時点

クレジット	査定価格帯(円/t-CO ₂)	仲値(円/t-CO ₂)
再エネクレジット	8,400 ～ 10,400	9,400
超過削減量	7,200 ～ 8,000	7,600

【重要な留意点】ここで示す査定価格は上に示される標準的な取引が実施された場合に想定される約定価格の推算値であり、取引形態、特に取引ロットの大小によって実際の取引価格はここで示す推算値と大きく乖離する可能性がある。再エネクレジット(特にグリーン電力証書)については、取引ロットが小さくなる程、価格が高くなると認識される。

再エネクレジット

- 需要に対して供給が多く、在庫を抱える小規模な発行事業者が極端に競争的な価格で販売する可能性が示唆されるが、実際にそうした売り込みがあるとの情報は得られていない。
- 発行事業者の多くは、本制度の下でも、CSR目的での販売相場(バイオマス発電のものでキロワット時あたり4～6円、トン換算で10,400～15,700円程度)に近い価格水準で販売したいとの考えを示す。
- 大ロットであればCSR目的での販売相場を下回る価格での販売にも応じる構えを見せる発行事業者もあるが、買い手が希望する1トンあたり8,000円以下(1キロワット時当たり約3.1円以下)では創出や発行等にかかる費用を十分に賄えないと指摘。
- 一方、買い手となり得る制度対象事業者からは、再エネクレジットは他のクレジットよりもイメージが良い、あるいは購入意義を付加価値として持たせ易いとして、他のクレジットよりも高価格であることを容認する考えが聞かれる。
- 市場に流通する超過削減量は少なく、再エネクレジットの価格に加える下方圧力も限定的と考えられる。
- こうした状況から、再エネクレジットの価格には、売り手の意向がより強く反映されると考えられ、このためその取引価格は1キロワット時当たり3.2～4円、1トン当たり換算で8,400～10,400円の間で決まると推測される。

超過削減量

- 買い手となり得る制度対象事業者のみならず、売り手となり得る制度対象事業者の間でも、超過削減量の価格は再エネクレジットの価格を下回る水準にあると認識されている。
- 売り手となり得る制度対象事業者の大半が、その販売で儲ける考えはないと明言。なかには、1トンあたり8,000円もの高価格で販売することに抵抗を感じるという意見も聞かれる。
- 一部の仲介事業者は、超過削減量であれば競争力の高い価格で仕入れることができ、その仕入によって1トンあたり8,000円以下での再販が十分に可能であると語っている。
- 制度対象事業者の多くは、手数料がかかるとしても仲介事業者の活用を望むと回答。仲介事業者は本制度の下でのクレジット取引においては1割程度の手数料を望むのが一般的。
- 超過削減量を持つ事業者は販売価格の水準に強く拘らない傾向にある。仲介事業者が同8,000円程度で再販するのであれば、同7,200円程度で超過削減量を仲介事業者へ販売する制度対象事業者が存在すると推察できる。
- 買い手となり得る事業者は超過削減量に再エネクレジットよりも購入費用を低く抑えられるというメリットを期待。このため、超過削減量を1トンあたり8,000円以上の価格で購入する制度対象事業者を1カ月以内に見つけることは難しいと想像される。

以上